

周南市過疎地域自立促進計画の変更について

別紙のとおり、周南市過疎地域自立促進計画を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

(別 紙)

「周南市過疎地域自立促進計画」のうち、「5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の「(3) 計画」の「事業計画 (平成28年度～32年度)」について、次の事業計画を加える。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設  その他	鹿野高齢者生産活動センター改修事業	周南市	

「周南市過疎地域自立促進計画」のうち、「7 教育の振興」の「(3) 計画」の「事業計画 (平成28年度～32年度)」について、次の事業計画を加える。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(3) 集会施設、 体育施設等  図書館	鹿野図書館整備事業	周南市	